

2024年（令和6年）第3回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）3月16日（金）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）3月16日（金）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）3月28日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業，一括方式）
 - 議案第7号 農地利用最適化推進委員候補者の決定について
- 6 報告事項
 - （1）農地法等に関わる専決処分・届出等について（別冊）
 - （2）市街化調整区域における開発許可制度及び地区計画制度の規制緩和について
 - （3）地域未来投資促進法を活用した新規産業立地の促進
 - （4）その他
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
 - 5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也
 - 9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典
 - 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 以上13名
- 8 欠席委員
 - 8番 小林 輝仁 15番 谷本 耕造
- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員等

事務局参与	佐藤 展好	事務局 長	林 茂晃
事務局次長	杉原 信広	事務局	小澤 佳弘
事務局	藤岡 貴世	松永出張所	花田 宏
北部出張所	藤井 勝俊	沼隈支所出張所 所 長	野田 真之
沼隈支所出張所	松原 美和	神辺出張所	板谷 浩司
農業振興課長	伊豆田 誠治	企業誘致推進 課 長	平 憲司
都市計画課長	亀山 暢俊	開発指導課長	藤井 幸年
企業誘致推進 課	土居 竜二	以上 15 名	

11 議事内容

午前10時00分

事務局長	<p>それでは、ただいまから、2024年（令和6年）第3回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
議 長	<p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議 長	<p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p>
議 長	<p>委員総数15名のうち、 出席委員13名、欠席委員 2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。</p>
議 長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号 1番 佐藤 眞子（さとう しんこ）委員と 議席番号 10番 安原 理雄（やすはら みちお）委員をお願いします。</p>
議 長	<p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2024年（令和6年）第3回総会議案書追加・訂正事項について説明します。</p> <p>議案書（別冊）8ページ4番を取り下げとなっています。 41ページ25番と、26番の受人欄の支店長を支配人に訂正。 追加・訂正事項については、以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、3月22日の午前9時10分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p>

<p>委員 1番 佐藤 (つづき)</p>	<p>委員7名 全員の出席により、議案第1号3件、議案第4号3件、議案第5号6件、合計12件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、春日町の受人が、伊勢丘の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番と3番は関連案件です。</p> <p>2番は、沖野上町の受人が、大門町の渡人から申請地の贈与を受け、そして、3番は、大門町の受人が、沖野上町の渡人から申請地の贈与を受け、互いの所有権を交換するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、3月25日の12時10分からの現地調査に続き、午後4時5分から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名、協議会委員の過半の出席により、議案第1号7件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号5件、議案第5号69件、議案第6号2件、合計86件について審議しました</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から10番について報告します。</p> <p>4番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番と7番は、同一人が借り受けます。田尻町の受人が、田尻町と鞆町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>8番は、水呑町の受人が、滋賀県東近江市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>9番は、内海町の受人3名が、東広島市八本松町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>10番は、沼隈町の受人が共有名義で、水呑町の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と</p>

	<p>判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 7 番 岡本</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、3月25日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件、議案第5号5件、合計10件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の11番から14番について報告します。</p> <p>11番と12番は関連案件です。本郷町の受人が、同町の渡人2人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>13番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>14番は、尾道市山波町の受人が、大阪府豊中市の渡人から譲受けて新規就農し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 10 番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、3月25日の午前11時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中11名の出席により、議案第1号7件、議案第2号1件、議案第4号2件、議案第5号56件、の合計66件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ15番から5ページ21番について報告します。</p> <p>15番は、芦田町の受人が自宅前の申請地を同町の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>16番は、加茂町の受人が自宅裏の申請地を坪生町の渡人から譲り受け、果樹を栽培し、新規就農するものです。</p>

<p>委員 10番 安原 (つづき)</p>	<p>17番は、駅家町の受人が自宅に近い申請地を兵庫県加古川市の渡人から譲り受け、水稻を栽培して経営規模を拡大するものです。</p> <p>18番と19番は、新市町の受人が自宅前の並んでいる申請地を18番で府中市高木町の渡人から、19番で府中市元町の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>20番は、この度、広島市安佐北区から新市町に転入した受人が第1回総会の議案第1号案件で譲り受けた農地の隣地を福岡県筑紫野市の渡人から贈与により、譲り受けるものです。季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>21番は、新市町の受人が自宅前の申請地を同町の渡人から、贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、3月25日、午前9時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号5件、議案第5号24件の合計29件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ22番から6ページ26番について報告します。</p> <p>22番は、申請地の川南の畑1筆570平方メートルについて、川南の渡人から、御幸町大字中津原の受人が譲り受けて、畑として耕作し、じゃがいもの栽培をして農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>23番は、申請地の川北の畑1筆226平方メートルについて、川北の渡人から、孫である加茂町大字下加茂の受人が譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>24番は、申請地の西中条の田5筆計5,235平方メートルについて、東中条の渡人から、西中条の受人が譲り受けて、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>25番は、申請地の西中条の畑1筆357平方メートルについて、西中条の渡人から、叔父である西中条の受人が贈与により譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。</p>

<p>委員 13番 山本 (つづき)</p>	<p>26番は、申請地の上御領の田2筆計210平方メートルについて、南蔵王町の渡人から、上御領の受人が譲り受けて、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。</p>
	<p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>
<p>委員</p>	<p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員 挙 手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
<p>委員</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p>
	<p>1番は、水呑町の申請人が、申請地を宅地拡張し庭として整備するものです。場所は、内海支所から南東へ1,000メートルです。</p>

<p>委員 4番 野田 (つづき)</p>	<p>この案件は、すでに宅地の一部として利用しており、顛末書が添付されています。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ2番について報告します。</p> <p>2番は追認許可申請によるものです。申請者の父親が自宅への進入路が狭隘だったため、昭和40年頃に拡幅工事をし、昭和52年に車庫と農業用資材の物置を建築し住宅敷地として利用しているものです。</p> <p>現地は既に宅地の一部になっているため、顛末書の提出を受けております。</p> <p>場所は加茂小学校の北2.3キロメートルの所です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>

委員	<p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
委員	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
4番 野田	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
議長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p>
委員	<p>1番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場を整備するものです。</p>
7番 岡本	<p>場所は、市立山南小学校から西へ約300メートルです。</p>
議長	<p>2番は、内海町の受入3名が、東広島市八本松町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場、露天資材置場及び建設機械置場を整備するものです。場所は、内浦交流館から南へ約340メートルです。</p>
<p>2番については、すでに露天駐車場、露天資材置場及び建設機械置場として利用しており、顛末書が添付されています。</p>	
<p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>	
<p>松永地区の報告をお願いします。</p>	
<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、3番について報告します。</p>	
<p>3番は、松永町三丁目の受人が、父親である藤江町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅一棟を建設するものです。場所は、藤江保育所から、南へ約110メートルのところではす。</p>	
<p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>	
<p>ありがとうございました。</p>	

事務局	<p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> <p>議案第3号のすべての案件は、農用区域内農地，甲種農地，第1種農地，第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また，議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第3号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に，議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は，引野町の申請人が，昭和50年頃から学校用地として利用し，現在に至っております。</p> <p>場所は，長浜小学校の至近です。</p> <p>2番は，引野町南の申請人が，昭和13年から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し原野となっております。</p> <p>場所は，旭丘小学校の北西，約800メートルです。</p> <p>3番は，春日町の申請人が，昭和55年12月から店舗敷地として</p>

<p>委員 1番 佐藤 (つづき)</p>	<p>利用し、現在に至っております。 場所は、培遠中学校の南、約400メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の4番から8番について報告します。 4番は、赤坂町の申請人が、平成28年10月頃から耕作放棄しているとのことですが、申請された5筆の内1筆、2234-2については農地性があると判断しました。残りの4筆については、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、市立福山高等学校から北西、約3,500メートルです。 5番は、西町の申請人が、昭和43年以前から耕作放棄し雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、沼隈支所から東へ1,100メートルです。 6番は、沼隈町の申請人が、昭和50年から車庫敷地として利用し、現在に至っております。 場所は、山南交流館から北西へ約140メートルです。 7番は、東広島市八本松町の申請人が、平成6年以前から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。 場所は、内浦交流館から南へ約460メートルです。 8番は、大阪府枚方市の申請人が、平成13年から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林及び原野となっております。 場所は、内海支所から東へ約720メートルから920メートルに点在しています。 なお、4番、7番及び8番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、4番の2234-2以外は、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の10ページ9番及び10番について報告します。</p>

<p>委員 10番 安原 (つづき)</p>	<p>9番の加茂町字北山の176-1・176-3は平成7年3月頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し、山林原野になったもので、その他は、昭和49年10月の台風により、耕作不能となり雑木等が繁茂し、原野化したものです。</p>
	<p>場所は広瀬学園の西500メートルの所です。</p> <p>10番は、昭和50年4月に住宅を建築し、住宅敷地として利用されています。</p>
	<p>場所は旧服部小学校の北500メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は、4番について一部農地性があったため、該当地については証明不可とし、それ以外については原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番から6番について報告します。</p> <p>合計で、6件、11筆、面積 9,439平方メートルです。</p>

<p>委員 1番 佐藤 (つづき)</p>	<p>地目別では、6件、11筆、すべて田です。 新規・更新の別では、 新規分： 8筆： 7, 061平方メートル 更新分： 3筆： 2, 378平方メートルです。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の7番から75番について報告します。 合計で、69件、117筆、面積 79, 559. 4平方メートルです。</p>
<p>議長</p>	<p>地目別では、田 103筆、60, 373. 4平方メートル、 畑 14筆 19, 186. 0平方メートル です。 新規・更新の別では、 新規分が15件、22筆、22, 224. 4平方メートルと 更新分が54件、95筆、57, 335. 0平方メートルです。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上です。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。 議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の76番から80番について報告します。 合計で、5件、16筆、面積 5, 989平方メートルです。 地目別では、田、 11筆、 4, 819平方メートル、 畑、 4筆、 1, 051平方メートル、 その他、 1筆、 119平方メートル、 です。 新規・更新の別では、 新規分が 1件、 3筆、 409平方メートルと、 更新分が 4件、 13筆、 5, 580平方メートルです。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p>

議 長	れも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。
委 員	以上です。
10番	北部地区の報告をお願いします。
安原	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の21ページ81番から28ページ136番について報告します。</p>
	<p>全体で、56件、84筆、合計85、199平方メートルです。田が81筆、84、614平方メートル、畑が3筆、</p>
	<p>585平方メートルです。</p>
	<p>新規分が、60筆、60、214平方メートル、更新分が、24筆、24、985平方メートルとなっております。</p>
	<p>作物別では、</p>
	<p>水稻の作付けが</p>
	<p>43筆、45、545平方メートルです。</p>
	<p>野菜や果樹の作付けは、</p>
	<p>39筆、37、689平方メートルです。</p>
	<p>イチゴの作付けは、</p>
	<p>1筆、781平方メートルです。</p>
	<p>藍の作付けは、</p>
	<p>1筆、1、184平方メートルです。</p>
	<p>なお、今回の新規就農者は</p>
	<p>個人が1名です。</p>
	<p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p>
議 長	以上です。
委 員	神辺地区の報告をお願いします。
13番	
山本	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」28ページ137番から160番について報告します。</p>
	<p>合計で、24件、登記地目別は、全て田で30筆、面積32、328平方メートルです。</p>

<p>委員 13番 山本 (つづき)</p>	<p>利用権別は、賃借が15件20筆、使用貸借が9件10筆で、利用目的別では、28筆が田で水稲、2筆が田でくわいです。</p> <p>新規・更新の別では、新規分11件14,377平方メートル、更新分13件17,951平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第5号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書(別冊)の11ページから30ページにかけて計160件を上程しています。</p> <p>この内、「新規就農促進措置」による貸借は1件でした。</p> <p>本計画案は、1月31日を締切りとして、258筆 212,514.40平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入りますが、須藤委員、山本委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(能宗委員、山本委員、須藤委員が退席)</p>
<p>委員</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>— 質問等なし —</p> <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手</p>

委員	をお願いします。
議長	一 全 員 挙 手 一
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>採決が終わりましたので、須藤委員、山本委員は入室・ご着席ください。</p>
議長	<p>(能宗委員、山本委員、須藤委員が着席)</p> <p>次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）」を上程します。</p>
委員 4番 野田	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（中間管理事業、一括方式）」の、1番と2番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>2件、2筆、面積 5,328.5平方メートルです。</p> <p>地目別では、畑が、2筆、5,328.5平方メートルです。</p> <p>1番と2番は、東広島市の受人が、賃貸借権により、沼隈町の畑2筆 4,597平方メートルの内2,298.5平方メートルと3,030平方メートルを借り受けて、畑をする計画です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>事務局より補足説明等があればしてください。</p> <p>議案第6号は、農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に利用権を設定し、1件の借受人に転貸するものです。</p>

議 長	合計で2件，2筆，5，328.50平方メートルの申し出がありました。
委 員	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	— 質問等なし —
委 員	質問等がないようですので，採決します。 議案第6号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	—全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により，議案第6号は原案のとおり決定します。
事務局	次に，議案第7号「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を上程します。 事務局より説明してください。 第7号議案についてご説明いたします。 別紙「農地利用最適化推進委員候補者一覧」をご覧ください。 福山市農地利用最適化推進委員選定委員会からの報告を受け，次の農地利用最適化推進委員候補者を決定するものです。 候補者は， 第1地区 西山和昭（にしやま かずあき），吉本軒一郎（よしもと けんいちろう） 第2地区 佐藤孝行（さとう たかゆき），佐藤伸行（さとう のぶゆき） 第3地区 伊藤芳之（いとう よしゆき），開原満郎（かいはら みつろう），畑高明（はた こうめい） 第4地区 石本勝典（いしもと かつのり），吉川正治（きっかわ まさはる），外林俊行（そとばやし としゆき），門田隆治（もんでん りゅうじ） 第5地区 岡森正人（おかもり まさと），平勝義（たいら かつよし） 第6地区 寺本安雄（てらもと やすお），松岡哲男（まつおか てつお）

事務局 (つづき)	<p>第7地区 河村武則(かわむら たけのり), 高橋弘道(たかはし ひろみち)</p> <p>第8地区 高橋光廣(たかはし みつひろ), 福島秀裕(ふくしま ひでひろ)</p> <p>第9地区 大元教義(おおもと のりよし), 草浦定(くさうら さだむ), 松川明文(まつかわ あきふみ), 和田康雄(わだ やすお)</p> <p>第10地区 岩崎年宏(いわさき としひろ), 平川輝司(ひらかわ てるし)</p> <p>第11地区 石岡克彦(いしおか かつひこ), 杉原和義(すぎはら かずよし), 原田進(はらだ すすむ), 平盛正敏(ひらもり まさとし), 山本尚優(やまもと なおまさ)</p> <p>です。</p> <p>本年5月1日の開催予定の総会で決議した後, 委嘱する予定です。</p>
議 長	<p>説明は以上です。</p>
委 員	<p>議案第7号について, これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は, 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>— 質問等なし —</p>
委 員	<p>質問等もないようですので, 採決します。</p> <p>議案第7号について, 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により, 議案第7号は, 原案のとおり決定します。</p>
事務局	<p>それでは次に, 報告事項に入ります。</p> <p>「(1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p> <p>専決処分及び届出等について, ご説明します。</p> <p>議案書(別冊)の32ページから35ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは, 相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により, 17件を事務局長専決で受理しました。</p>

<p>事務局 (つづき)</p>	<p>次に、38ページから41ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから21ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条11件、5条28件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、42ページから43ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が6件ありました。</p> <p>次に、44ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しています。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、45ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>— 企業誘致課・都市計画課・開発指導課入室 —</p>
<p>委員</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、次に「(2)市街化調整区域における開発許可制度及び地区計画制度の規制緩和について」と「(3)地域未来投資促進法を活用した新規産業立地の促進」について、関連案件のため、続けて一括で説明をいただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局お願いします。</p> <p>今回の説明は、担当課の企業誘致推進課、都市計画課、開発指導課からいただきます。</p> <p>「(2)市街化調整区域における開発許可制度及び地区計画制度の規制緩和について」と「(3)地域未来投資促進法を活用した新規産業立地の促進」は関連案件なので、順序を変えて「(3)地域未来投資促進</p>

企業誘致
課長

法を活用した新規産業立地の促進」から説明をいただきます。

なお、質問等については関連案件のため、説明後にまとめてお願い
します。

本日は貴重なお時間を頂きまして誠にありがとうございます。

企業誘致課の平と申します。

それでは、地域未来投資促進法を活用した新しい産業立地の促進
についてご報告させていただきます。

(1) 概要について

地域未来投資促進法による規制緩和についてご説明いたします。

国は経済と地域の活性化を目指して、地域未来投資促進法を改正し
ました。

この改正により、建築物の建築が制限されている市街化調整区域に
おいても、地域経済を牽引する工場などの建設が可能になるように、
基本方針が見直されました。

このことから本市でも、この法律を活用して新たな企業誘致に取り
組むことになりました。

2024年度（令和6年度）は、基本計画の策定を進める中で、工場など
の建設が可能になる「重点促進区域」を決定してまいります。

重点促進区域の設定では、農業振興に支障がない区域を選定する必
要があるため、農林部局や開発部局だけでなく、農業振興地域整備促
進協議会や農業委員会などとも協議を行ってまいります。

次に、地区計画による規制緩和についてご説明いたします。

地域未来投資促進法に基づく規制緩和は、地域経済を牽引する工場
などに限定されますが、本市では、それに当てはまらない工場の建設
も可能にするため、建設用地を探している工場向けに、都市計画法に
基づく地区計画の規制緩和を決定することにしました。

詳細についてはこの後、都市計画課からご説明させていただきます。

地域未来投資促進法に基づく、地域経済牽引事業に対する
規制緩和は、地区計画による規制緩和と以下の①から③の点が
異なります。

1 点目は、事業用地の面積の広さには制限がありません。

2 点目は、国の税制の優遇や金融の支援を受けることができます。

3 点目は、開発の許可や農地転用などの規制緩和の特例措置を受け
ることができます。

(2) 重点促進区域の設定についてです。

重点促進区域の設定は、来年度に行います適地選定業務の結果を
踏まえて、重点促進区域を設定してまいります。設定するエリア

<p>企業誘致 課長 (つづき)</p> <p>都市計画 課長</p>	<p>としては、例えば、高速道路インターチェンジや幹線道路周辺などが候補地になると考えております。</p> <p>(3) 農用区域からの除外および農地転用許可についてです。 重点促進区域内に農用区域が存在する場合には、農地法に基づく甲種農地を除いた農用区域であれば、農振除外や農地転用の許可の特例措置を受けることができます。</p> <p>(4) 今後のスケジュールについてご説明いたします。 2024年度は、重点促進区域を設定し、これを含めた基本計画を策定してまいります。</p> <p>そして2025年度からは、この基本計画を運用開始して、事業者を公募して新しい企業立地に向けて取組むこととしております。</p> <p>2024年度に重点促進区域を検討する時や、2025年度の事業者から事業計画が提出された時には、速やかに農林部局や開発部局だけでなく、農業振興地域整備促進協議会や農業委員会などとも協議を行ってまいります。</p> <p>福山市 都市計画課の亀山と申します。</p> <p>市街化調整区域における産業用地の確保に向けた、規制緩和について御説明させていただきます。</p> <p>先ほど、国の地域未来投資促進法による企業の誘致のための法律の改正をご報告させていただきました。</p> <p>こちらでは市街化調整区域における産業用地の確保に向けた規制緩和について、都市計画法に基づき本市がこれまでも定めて運用してきた開発許可の基準や地区計画の制度について、基準を改正しましたので、ご報告させていただくものです。</p> <p>内容に入る前に（最初に、）市街化区域と市街化調整区域について、少し説明させていただきます。</p> <p>本市では、現在、市全域のうち一体の都市として捉える必要のある区域について都市計画区域を定めており、</p> <p>その区域内を、計画的に市街地の形成を図る「市街化区域」と、農地などの保全を優先し、市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分して定めています。</p> <p>改正に至った、背景についても少し説明させていただきます。</p> <p>本市では、新たな雇用を創出する場としての産業用地については、市街化区域内における工業系の用途地域内の余剰地が少ないことから、企業立地の需要に応えられていない状況にあり、産業用地の確保が課題となっています。</p>
---	---

都市計画
課長
(つづき)

このような状況を受けて、本市においても、産業用地確保のための規制緩和策として、市街化を抑制する市街化調整区域ではありますが、市街化を促進するおそれがなく、優良な農地の保全に支障を与えない範囲内において、市街化調整区域における産業用地の確保に向けて、開発許可基準や地区計画制度の規制緩和を行うものです。

まず、右上に表面と記載しており、タイトルが「既存工場と密接な関連を有する建築物の建築」「中小企業の事業効率化のための敷地拡大」にかかる基準を改正します。と記載している面をご覧ください。

こちらについては、現在、市街化調整区域の工場及び密接関連工場を営んでおり、業務の拡大等のため、事業用地の拡大等が必要と思われる方が対象となります。

タイトルにお示ししているとおり「既存工場と密接な関連を有する建築物の建築」や「中小企業の事業効率化のための敷地拡大」にかかる基準を改正しており、その内容を枠囲みさせていただいております。

改正についての、主な要件等については、記載している内容を確認していただければと思います。

こちらにつきましては、既存の工場とその近隣での工場の敷地拡大などではありますが、その拡張する敷地が、もし農地であった場合は、農地転用ができることを条件とした制度となります。

また、農振、農用地区域の場合は、除外も必要となります。

次に、裏面の地区計画制度の規制緩和についてです。

タイトルに記載していますが、

「インターチェンジ周辺」や「幹線道路沿道」で2ヘクタール以上の工場用地の新設が可能となるものです。

こちらの1 規制緩和の主な内容についてですが

かっこ1「工業系インターチェンジ活用型」の概要は、

山陽自動車道のインターチェンジ周辺において、周辺の同意を得たうえで、2ヘクタール以上の開発を可能とするものです。

また、かっこ2「工業系幹線道路沿道活用型」の概要は、

国道やその他、センターラインにより2車線以上ある道路が連続して繋がっている幹線道路の周辺において、周辺の同意を得たうえで、2ヘクタール以上の開発を可能とするものです。

こちらにつきましては、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道といった限定的な区域内で、ある程度大きめの産業用地を確保するための施策となりますが、農地に対しては農業振興地域内の農用地など、優良な農地については地区計画の範囲に含むことが出来ないとされています。

都市計画課長 (つづき)	<p>これらの規制緩和につきましては、来年度4月からの運用開始を予定しており、都市計画課のホームページに手引きを掲載する予定としています。</p>
	<p>なお、先日開催された都市計画審議会において、委員の方から地区計画の建築物の用途について、「工業専用地域の範囲内」とされているが、工業専用地域の中で建築可能となるものに、「危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場」が想定されるのですが、農地のそばにそのような工業専用地域なみの建築物が建築できるようになると、周辺の農業への影響は大丈夫なのかと心配になります。農地のそばにおいては、危険性のある建築はできないなどの、線を引くことはできないのでしょうか。との意見がございました。</p> <p>この度定めた基準は、農地のそばのみではなく、その他の地域も含めての基準となりますので、この度提示しています運用基準についてはこのままとさせていただきたいと思っております。</p> <p>しかし、委員の言われる通り、農地のそばにおいて、工場の用途の中でも火薬の製造や塩素などの薬品の製造や「危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場」などに分類されるものの建築については、心配される方もおられると思っておりますので、今後、農林部局や関係機関と調整を行い、手引きの中で検討してまいります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>誠にありがとうございました。</p>
委 員	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>— 質問等なし —</p>
事務局	<p>リスクがあるので、しっかり考えて一体として、虫食いにならないよう考えて欲しいと思っております。</p> <p>質問等もないようですので、次に「(4) その他」について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>その他の案件のご説明の前に企業誘致推進課、都市計画課、開発指導課のご担当は他の業務のためここで退席されます。</p> <p>— 企業誘致推進課・都市計画課・開発指導課 退室 —</p> <p>それではその他の案件についてご説明いたします。</p>

事務局 (つづき)	<p>その他の案件は「地域計画について（意向調査）」と「福山市農業委員会の委員の決定について」です。</p> <p>まず「地域計画について（意向調査）」についてご説明します。資料をご確認ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」といいます。）を2025年（令和7年）3月末日までに策定することが定められました。</p> <p>この地域計画の策定に向けて、目標地図素案の作製の為、耕作または所有されている農地について、後継者の有無、現在の耕作及び貸借等の状況、将来の利用意向などを把握する意向調査を農業委員会が実施するものです。</p> <p>調査の範囲は、市街化区域外の1ヘクタールの集約化可能な農地の集団を機械的に抽出し、これにかかる農地所有者約1万人に対し意向調査を発送します。</p> <p>発送時期は4月初旬から中旬にかけて発送予定としています。</p> <p>この意向調査の内容の結果については農業委員会事務局で集約し、</p>
議 長	<p>目標地図素案の作製に利用されます。</p>
委 員	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>— 質問等なし —</p>
事務局	<p>質問等もないようですので、事務局続けてください。</p>
議 長	<p>それでは次に「福山市農業委員会の委員の決定について」です。資料をご確認ください。</p> <p>2024年（令和6年）3月27日付で福山市農業委員会の委員の決定についての通知がありましたので報告します。</p> <p>本年5月1日の農業委員任命式において任命される予定となっています。</p>
議 長	<p>報告事項のその他についての説明は以上です。</p>
委 員	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>— 質問等なし —</p>
参 与	<p>発言等もないようです。</p>

議長

— 挙 手 —

事務局から発言の申し出がありましたので、お受けしたいと思いません。

参 与

貴重なお時間をいただきありがとうございます。

農業委員会事務局参与の佐藤でございます。

私は、この3月31日付けをもちまして役職定年となり、農業委員会事務局参与の職を後任に引き継ぐこととなりました。

後任には、上下水道局経営管理部長のト部が着任いたします。

本日、地域計画等の説明がありましたが、市が農地の集約化等に向けて地域計画を策定することになります。

これを受け、農業委員会では、出し手と受け手のマッチングのための目標地図素案を作成することとなります。

また、本市の経済活性化や地域活性化に向けて、地域未来投資促進法等による産業立地の規制緩和が行われることから大規模な農地転用についてもご検討いただくこととなります。

このように、今後ますます農業委員会の役割が重要となってまいります。

事務局としても農業委員会の活動を支えていけるよう、後任にしっかりと引き継ぎを行ってまいります。

着任からこれまで3年間、皆様には大変お世話になりました。

ありがとうございました。

議長

佐藤事務局参与ありがとうございました。

以上をもちまして2024年（令和6年）第3回福山市農業委員会総会を終了します。

なお、来月の総会は4月28日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

事務局長

委員の皆様には、慎重なご審議をいただきありがとうございました。気をつけてお帰りください。

--	--

午前11時15分閉会